

福岡市立福翔高等学校校則

◎校訓

「熱」「意気」「力」

◎教育目標

- 1 自己理解を深め、進路目標を設定し、個性の伸長と目標実現に向けて積極的に活動する人間の育成。
- 2 自ら考える力と豊かな心を持ち、他と協調して課題解決に取り組み、生活を改善しようとする人間の育成。
- 3 国際化や高度情報化など社会の変化を自覚し、生涯学習を通して自己教育力を高めながら社会に貢献しようとする人間の育成。

○身だしなみ・服装

高校生として、華美になり過ぎず、入学試験や就職試験などに相応しい身だしなみと服装に努める。

(1) 身だしなみについて

- ①髪型は本校生徒としての品位を保ち、大学受験や就職試験の場に相応しいものとし、奇抜なものは禁止する。
前髪は安全上、目にかからない長さとする。目にかかる場合は華美でないピンで留める。
後ろ髪は後身ごろとえりつけ線より長くなる場合、華美でない色のゴムで結ぶこと。髪を結ぶ際、髪にくせが付くような結び方（三つ編みやお団子など）は、ほどいた際にカールに見間違えられるので、下校までほどかない（校外も含む）。髪を結ぶ位置は指定しないが華美になり過ぎないように。
リボン・カチューシャ・ヘアバンドは禁止する。
- ②パーマ・カール・染色・脱色・付け毛・整髪料の使用・化粧などは禁止する。
（ドライヤーやアイロンなどによる変色・整髪も違反とする。）
- ③眉毛を整える場合は形が変わらないように注意する。
- ④清潔感を保つために、ひげを伸ばすことは禁止する。
- ⑤爪は安全上、手の平から見て見えない長さにする。

(2) 制服について

本校の制服はスーツに準ずる着こなしをする。制服は購入時より変形加工してはならない。

- ①ジャケット、長袖シャツ（3種類）、半袖シャツ（3種類）、スラックス、スカート、ネクタイ、リボンは本校指定とする。
- ②ジャケットのボタンは留め、ジャケット、長袖シャツ着用時は、必ずネクタイまたはリボンをつけること。
- ③シャツの裾は、スラックスまたはスカートの中に入れ（オーバーシャツを除く）、袖口のボタンは留める。
- ④インナーシャツは、透けにくく華美でないものとする。
- ⑤スラックスは黒または褐色のベルトを着用し、ウエストの位置で正しく穿くこと。
- ⑥スカートはウエストをきちんと固定し、直立した状態でスカートの先端が膝の中央になる長さとする。
- ⑦スカート着用時、ベージュまたは黒色のストッキング・タイツ（無地）を着用することができる。
ただし、ベージュのストッキング着用時は靴下を履くこと。
- ⑧スカート着用時は下にジャージ（長）下を穿かないこと。（自転車乗車時も含む）
- ⑨靴下は黒を着用すること。スラックス着用時は、ワンポイントは許可する。スカート着用時は、踵から手の平の長さ程度の無地のスクールソックスとする。
- ⑩通学用の靴は黒のローファーとする。上履きには本校指定のスリッパを用いること。

(3) 登下校時は制服を着用する。

(4) 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式・開校記念式典は標準スタイルの制服を着用する。

また、入学式、卒業式は冬服を着用する。

● 標準スタイル

(冬服) ジャケット、スラックスまたはスカート、長袖ストライプシャツ、ネクタイ・リボン

(夏服) スラックスまたはスカート、半袖ホワイトストライプシャツ

(5) 指定カバンはないので、通学用のカバンは、各自で用意すること。

(6) 冬期の服装について

①ベスト、セーターは学校指定のものを着用すること。

②コートやマフラー、手袋については華美でないものを各自で用意すること。

③耳あてやニット帽の使用は耳が隠れ周りの音が聞こえにくくなるため安全上、禁止する。

(7) 異装許可について

異装を必要とする場合は、生徒手帳にその旨を記載し、学級担任を通じて生徒指導課の許可を得ること。

(8) アクセサリーについて

ピアス等のアクセサリー類は禁止する。万が一ピアス等の穴を開けた者は、塞ぐように努めること。

○登下校

(1) 登校後は、放課後まで外出禁止である。やむを得ない理由で、校外に出るときは、担任から外出許可を受け、学校に戻ってきたら担任に連絡すること。

(2) 年間を通して19時30分までには必ず下校すること。

○所持品

(1) 生徒手帳は常時これを所持すること。

(2) 必要以外の金銭や学習の妨げとなるような物品や危険物を所持しないこと。

(3) スマートフォンをはじめとする情報端末機器は、登下校時の安全対策のための連絡用として使用するため、学校敷地内への持ち込みを認めるが、電源を切り、使用しないこと。また、破損・紛失・盗難については自己責任になるため、校内では、カバンの奥に入れ、確実に管理するように。

※情報端末機器とは情報のやり取りができる機器のこと。

○校外外における行動

次の行為は厳禁事項であり、懲戒の対象になるので特に注意すること。

- ①学校や社会の秩序を乱す行為
- ②怠学
- ③考査中の不正行為
- ④無断外泊、深夜徘徊（夜11時以降は法的にも禁止されている）
- ⑤男女間で風紀を乱す行為
- ⑥暴力行為
- ⑦不正乗車、万引き、窃盗等の刑事上の罪に問われる行為
- ⑧喫煙、飲酒、薬物乱用
- ⑨無断アルバイト
- ⑩ネットへの悪質な書き込み
- ⑪パチンコ店等の遊戯場、その他、本校生徒として好ましくないところへの出入り
- ⑫その他本校生徒としての自覚を欠き、風紀を乱す行為

○交通安全規定

（1）自転車通学について

自転車通学を希望する者は、必ず自転車保険に加入し、生徒指導課に「自転車通学許可願」を提出し、通学ステッカーの交付を受けること。通学ステッカーは通学する自転車の見えやすい所に貼るように。スピードの出し過ぎに注意し、ヘルメット着用など自分や周りの安全を考慮するように。

（2）運転免許取得について

①バイク免許取得について

バイク免許取得及び乗車は、原則として禁止する。ただし、学校から直線で5km以遠に居住し、日常生活態度が良好の者で、バイク通学を希望する者は、別に定める「バイク通学規定」により、諸手続きを経て2年次より原動機付自転車（以下、原付バイクという）の免許を取得することができる。ただし、バイクはスクータータイプの原付バイクとし、バイク使用は登下校時のみとする。

（ヘルメットは、フルフェイスを使用すること）

バイク通学を許可された生徒の免許取得は長期休業中に限定する。

②普通免許取得及び自動車学校への通学について

普通免許取得及び乗車は、原則として禁止する。

就職内定者は必要の場合、学校が許可した者に限り、3年の冬休み以降、自動車学校の通学及び普通免許取得をすることができる。

上記により許可された自動車学校への通学は授業にさしつかえない時間（放課後）に行うこと。

違反があった場合は指導処置規定に準じて、処置する。

(3) 安全乗車運転について

- ①通学ステッカーは指示された位置に貼付すること。
- ②自転車の貸借を絶対にしないこと。
- ③自転車の並進走行・右側通行・傘さし運転・信号無視等の交通違反をしないこと。
- ④道路交通法違反、特に交通事故の場合は、直ちに生徒指導課及び担任に届け出ること。
- ⑤その他学校が定める交通安全の指示に従うこと。
- ⑥以上の規定以外の事項については道路交通法に従うこと。

(4) 交通安全規定及び道路交通法に違反した者の指導処置

違反者に対する指導処置は次のとおりとする。

- ①生徒指導主事説諭 ②校長訓告 ③停学 ④退学

①②③はいずれも自転車及びバイク通学を禁止する。

以上の指導処置は違反の内容に応じ審議のうえ決定する。

○アルバイト

アルバイトについては原則として禁止するが、家庭の事情等により保護者からの申し出があり、生徒指導課会議等の審議で認められた者に限り、就業時間・職種等について本校指導の下にアルバイトを許可することができる。事後には報告書を提出すること。